

会 議 録

1 会議名

令和6年度 第1回和田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 会長、副会長の選任（公開）
- (2) 和田区地域協議会の運営について（公開）
- (3) 地域協議会だよりの編集方法について（公開）
- (4) 自主的審議事項の提出方法について（公開）

3 報告（公開・非公開の別）

- (1) 農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定について（公開）

4 開催日時

令和6年5月29日（水） 午後6時30分から午後7時32分まで

5 開催場所

ラーバンセンター 第4研修室

6 傍聴人の数

1人

7 非公開の理由

—

8 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・委員：秋山三枝子、阿部和子、泉 幸雄、近藤 浩、近藤美絵子、齊藤今朝男、
角谷紀栄子、高橋武弘、西片正夫、西田良子、牧田 恵、山岸幸三
横田朋巳、渡邊正昭

- ・事務局：南部まちづくりセンター 大島所長、小池副所長、石黒係長、萬羽主任

9 発言の内容

【石黒係長】

- ・配布資料の確認

5月8日の地域協議会委員任命書交付式を欠席した委員もいるため、開会に先立ち地域協議会に関する簡単な説明をする。

【大島所長】

- ・資料No.1により説明

まず1ページ、現在市の全域に28の地域自治区があり、地域自治区はそれぞれの地域の特性を生かしたまちづくりを実現するために設置したものである。平成17年の市町村合併を機に、旧町村の範囲を単位とした13の地域自治区を設置し、その後、この制度を普遍的な制度として位置付け、平成21年10月に合併前の上城市にもおおむね昭和の大合併前の15区域に地域自治区を設置することで市内全域に等しくまちづくりを進めるための仕組みを整えた。

地域協議会とは、具体的にどのような機関で、どのような役割を持っているのかということについては4ページをご覧ください。地域協議会は市長の附属機関であり、様々な立場の住民同士が地域住民としての観点から地域の課題について話し合い、話し合った内容を地域の団体などとの連携調整により取り組むほか、市長に意見として伝えることなどを行う機関である。

次に8ページ、地域協議会の具体的な役割である自主的な審議と諮問答申についてである。まず、自主的な審議とは、自主的な判断で地域の課題や地域の活性化などについて地域住民としての観点から話し合うことである。9ページに自主的な審議の流れを示しており、まずは委員の皆さんが日々の暮らしの中で気づいた地域の課題や地域の集まりなどで話題となった困りごとなどを地域協議会で共有することがスタートとなる。その後、地域協議会として話し合うこととした場合、関係者からの情報収集や意見交換などを踏まえながら、課題の解決策を話し合うという流れになる。課題の解決策の実現に向けた手段としては二つあり、一つ目は地域の団体などと連携を図り地域内での解決に向けて取り組むこと。もう一つは地域の中だけでは対応することが難しく、市の制度や事業の創設または変更などが必要な場合に、市に実現を求めるため市長に意見書を提出することができる。

続いて10ページは、諮問・答申についてである。諮問とは、市長が政策判断の参考とするため、市議会にかかる案件などについて、地域協議会に意見を求めるものであり、具体的には区内の集会施設などの公の施設を設置または廃止する場合や施設の休館日、開館時間を変更する場合などが該当する。答申とは、市長から諮問

された事項を地域協議会で話し合い、その結果を市長に対して返すことである。市長は、地域協議会の答申を尊重し、これを踏まえて方針決定を行うが、答申の内容によっては、全市的な市政の取組状況や財政状況を踏まえ、地域協議会の意見と異なる取り扱いをする場合もある。そのような場合には、市長は地域協議会にその理由を説明することとしている。

13 ページでは、地域協議会の活動事例を紹介している。地域の団体などとの意見交換や先進地視察などに取り組む地域協議会もある。まちづくりの先進地視察や有識者を招いた研修会を行うための予算も用意しているので、充実した話し合いに向け活用いただきたい。

地域協議会の運営が円滑かつ有意義なものとなるよう、市では、14 ページに掲載する各種取組を実施することとしている。

【大島所長】

- ・ 会議の開会を宣言

【石黒係長】

- ・ 14 人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・ 同条例第 8 条第 1 項ただし書きの規定により、会長が選任されるまで、議長は南部まちづくりセンターの所長が務めることを報告

— 次第 2 委員自己紹介 —

【大島所長】

次第 2 委員自己紹介に入る。名簿順に自己紹介を求める。

- ・ 各委員による自己紹介
- ・ 南部まちづくりセンター職員の紹介

— 次第 3 議題（1）会長、副会長の選任 —

【大島所長】

次第3 議題（1）会長、副会長の選任に入る。

上越市地域自治区の設置に関する条例第6条の規定により、会長、副会長は委員のうちから選任することとなっている。

まず、①会長の任期、選任について。会長の役割としては、会議日程の決定、事前の打ち合わせ、会議での議事進行や意見集約の他、会長会議などの会議への出席がある。

会長及び副会長の任期は、地方自治法に定められており、地域協議会の構成員の任期によると規定されている。地域協議会委員の任期は、上越市地域自治区の設置に関する条例第5条第5項に4年と定められていることから、会長及び副会長の任期は4年となる。会長として和田区地域協議会をリードしていただける方がいらっしゃれば、ぜひ立候補いただきたい。また、この方がふさわしいと思う候補者がいたら推薦をいただきたい。いかがか。

【秋山委員】

2期目のときに副会長をさせていただいて、その途中で辞任したことから少しやり残した感じがあった。今回、皆さんから認めていただければ会長に立候補したい。

【大島所長】

他に立候補または推薦はないか。

なければ、今、秋山委員から立候補いただいたので、秋山委員を会長に選任することについて挙手にて決をとることとしてよいか。

（よしの声）

それでは秋山委員が会長となることに賛成の委員は挙手願う。

（賛成多数）

条例では、会議の議事は出席委員の過半数で決するとされていることから、会長は秋山委員に決定した。

秋山会長から一言あいさつをお願いする。

【秋山会長】

選任いただき御礼を申し上げます。地域協議会委員としては8年間のブランクがあ

るが、今回の委員改選では、受付開始日に応募用紙を南部まちづくりセンターに提出した。大勢の応募があるかと思いきや、一人目と言われて少しがっかりした。

自分がやれることを精一杯努めたい。皆さんの協力をお願いする。

【大島所長】

条例の規定により、今後の議長は秋山会長をお願いする。これから、秋山会長と事務局で進行について打ち合わせの時間をいただきたい。その間休憩とする。

— 休憩 —

【秋山会長】

議事を再開する。

次に副会長の選任について、事務局に説明を求める。

【大島所長】

副会長は、会長を補佐し、会長がいない場合は会長代理となる。任期は会長同様4年になる。副会長の人数について取り決めはないが、2人選任している区、1人選任している区がある。和田区は、前回、副会長は1人選任されていた。

【秋山会長】

副会長の選任について意見を求める。

まず、人数について、今まで同様1人でよいか。

(よしの声)

それでは、1人で決定する。

では選出にあたり、立候補または推薦はあるか。ぜひ、私とコンビを組んで副会長やりたい、やってもよいという人がいたら率先して手を挙げていただけると助かるがいかか。意見がない場合、私が指名するという段取りになっている。

私が第2期に副会長を務めたときは、会長、副会長の選出は、和田地区から1人、大和地区から1人を話し合いで決めていた。その当時、石沢の横田さんが和田地区から選ばれて、私が大和地区から選ばれ、話し合いで横田さんが会長、私が副会長と役割を決めたことがある。

私は大和4丁目に住んでいるので、副会長はできれば和田地区の委員から立候補
いただくなり推薦いただくと地域全体をカバーできるのでありがたい。指名という
ことではないが、まず現在の状況を確認させていただきたい。

齊藤委員：たくさん役を引き受けている。

高橋委員：体調が悪く、午前中はほとんど動けない状態である。

西片委員：民生委員、法人の代表をしており重圧に耐えている。できればほかの
委員にお願いしたい。

横田委員：町内会長を務めているわけではない。小学生の子どもが昨年までいた。

横田委員に渡邊委員から、ぜひという声があるがいかがか。

【横田委員】

現役で仕事をしているので、できるだけ参加するつもりではいるが、100%参
加できるかどうかわからない。

【秋山会長】

欠席になったとしても、皆さんで力を合わせていきたいと思う。

それでは、横田委員が副会長となることに賛成の委員は挙手願う。

(賛成多数)

【秋山会長】

横田委員が副会長として選出された。一言あいさつをお願いする。

【横田副会長】

皆さんに迷惑をかけないように、会長の右腕とは言わないが、少しでも力になれる
ように頑張りたい。皆さんの協力をお願いする。

【秋山会長】

以上で、次第3 議題（1）会長、副会長の選任を終了する。

— 次第3 議題（2）和田区地域協議会の運営について —

【秋山会長】

次第3 議題（2）和田区地域協議会の運営についてに入る。

事務局より説明を求める。

【大島所長】

- ・資料No.3により説明

協議会の運営に関する決めごとについて説明する。資料No.3は本日話し合っていただけ事柄であり、参考としてこれまでの状況を中央の列に示している。

まず、議長の投票権について、これまで議長に投票権は無かった。

次、座席順は会長、副会長を除いて名簿順としていた。

会議の招集をすることを請求するために必要な委員数は、委員定数の4分の1以上ということで4人以上としていた。

会議録の確認者について、会議録の確認者とは協議会が終わった後に事務局がまとめた会議録の内容を確認いただく委員のことである。これまでは会議ごとに会長、副会長を除く委員から名簿順に1人をお願いしていた。

続いて、会議の開催方法について、これまでは毎月第3水曜日に定例開催することとし、時間は午後6時30分から、会場はラーバンセンターとしていた。事務局では、希望の日時に会場を予約できないことがないように第4期に準じて毎月第3水曜日にラーバンセンターを仮予約してある。差し支えがなければ、この日程で定例開催とさせていただきたい。

続いて、書面による審議とは、会議の開催が困難な場合に諮問などの審議方法をどのように行うかを決めておくものである。実施の条件としては、様々な理由で会場の使用が困難な場合や緊急の案件で会議を開催するいとまがない場合が想定される。実施の判断は、これまでは会長、副会長との協議の上、会長が決定することとしていた。

【秋山会長】

事務局から一括して説明があったが、順次協議して参りたい。たくさんあるのでいくつかまとめて決めていくこととする。

まず、表の上のほうから、議長の投票権、会議の座席順、会議の招集請求に必要な委員数について、これまでと同じやり方でよいか。

- ・質問、意見のある委員に挙手を求めるがなし

意見がないようなので、これまで同様としてよいか。

(よしの声)

では、そのようにさせていただく。

次に、会議録の確認者について、これまで会議ごとに会長、副会長を除く委員から名簿順に1人を指名し内容の確認をお願いしてきたということだが、これまでのやり方と同じでよいか。

(よしの声)

では、そのように決定させていただく。

本日の会議録の確認者は、名簿順で阿部委員になる。

次に会議の開催方法だが、これまでは、毎月第3水曜日の午後6時30分と定例化していた。これに準じて、事務局ではすでにラーバンセンターを仮予約してあるということだが、今期についても、毎月第3水曜日午後6時30分と定例化することとし、会場はラーバンセンターとしてよいか。

(よしの声)

では、毎月第3水曜日の午後6時30分からラーバンセンターを会場として定例化することとする。

次に、書面による審議に入る。地域協議会が通常開催できない場合、正副会長の協議により会長が実施を決定することとしていた。意見がなければ、これまで同様でよいか。

(よしの声)

では、そのようにさせていただく。

以上で、次第3 議題（2）和田区地域協議会の運営についてを終了する。

— 次第3 議題（3）地域協議会だよりの編集方法について —

【秋山会長】

次第3 議題（3）地域協議会だよりの編集方法についてに入る。

事務局より説明を求める。

【大島所長】

和田区では、地域協議会だよりを年3回、広報上越の発行のタイミングに合わせて発行し、区内の町内会で全戸に配布していた。事務局が原稿案を作成し、内容などについて編集委員に意見を求めていた。今後も同様の流れと考えている。

前期の地域協議会では、編集委員は3人の委員から任期1年で務めていただいた。

本日は編集委員の人数と任期を決定し、その後、編集委員を選任していただきたい。また、地域協議会だよりの発行回数や時期、内容について、編集委員に一任することについても協議いただきたい。

【秋山会長】

- ・ただ今の説明について質問を求めるがなし

では、編集委員の人数と任期について、これまで同様、会長、副会長を除いて名簿順に3人の委員から、任期1年ずつということによいか。

(よしの声)

では、3人ずつで、会長、副会長を除き全員の方に1年交代でお願いする。

次に、発行回数、発行時期、編集内容に入る。これを編集委員に一任することについて意見を求める。これまでと違う協議会だよりを出したいという志のある委員や意見のある委員は挙手願いたい。

- ・意見なし

それでは、発行回数、発行時期、編集内容は編集委員に一任することとする。

以上で、次第3 議題（3）地域協議会だよりの編集方法についてを終了する。

— 次第3 議題（4）自主的審議事項の提出方法について —

【秋山会長】

次第3 議題（4）自主的審議事項の提出方法についてに入る。

事務局より説明を求める。

【大島所長】

- ・資料No.4により説明

委員の発意で自主的審議を協議会に提案する場合、自主的審議に係る提案書を協議会開催予定日の14日前までに事務局に提出することとしていた。それについて協議いただきたい。

【秋山会長】

ただいまの事務局の説明について質疑を求める。

地域協議会においては、この自主的審議がとても重要な役割を果たすかと思うが、これから動いていく中で恐らくいろいろなことが出てくるかと思う。そこでまた皆さんと意見交換をさせていただきたいと思う。

特に質問がある委員はいないようなので、自主的審議事項の提案方法は、事務局の説明のどおりとしてよいか。

(よしの声)

それでは、今日、事務局が項目立てしたほかにこの場で取り決めて置くべき事項について意見のある委員は挙手願う。

・意見なし

特にないようなので、これで審議を終了する。

以上で、次第3 議題(4) 自主的審議事項の提出方法についてを終了する。

— 次第4 報告(1) 農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定について —

【秋山会長】

次第4 報告(1) 農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定についてに入る。

事務局より説明を求める。

【石黒係長】

・当日配布資料No.1により説明

農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」とは、令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法において、市町村に策定が義務化された計画であ

る。人口減少や高齢化に伴い農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている状況を踏まえ、国では、人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図を作り、地域で共有していくことが重要と考え、「地域計画」の策定を市町村に義務化した。

市街化区域の高田区・直江津区を除く市域を対象に、令和5、6年度の2年間で「地域計画」を策定することとなっており、本市においては、地域自治区ごとに26計画を策定する予定である。計画の策定に当たっては、現在、農業に携わっている皆さんと一緒に将来の地域農業の在り方に関して話し合うとともに、10年後の目指すべき農地利用の姿を目標地図としてまとめる。具体的には、農業者の皆さん、JAえちご上越、和田土地改良区、県、市が一堂に会し、将来の地域農業を話し合う場として、地域懇談会を2回から3回程度開催することを予定しており、1回目を6月中旬ごろに開催し、8月上旬までには計画をまとめたいと考えている。

【秋山会長】

これから市の担当が地域に入って計画を策定するということである。個人的には、大変興味を持って資料を拝見した。和田区では今、基盤整備が何か所かで進んでおり、農業が歴史的にとっても重要な役割を担ってきた地域かと思っている。齊藤委員も関わっているかと思うが、ぜひ、和田区の地域計画の策定に尽力いただきたい。

以上で次第4 報告 (1) 農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定についてを終了する。

— 次第5 その他 (1) 今後の会議日程 —

【秋山会長】

次第5 その他 (1) 今後の会議日程に入る。

事務局より説明を求める。

【小池副所長】

・今後の地域協議会の日程連絡

令和6年度 第2回地域協議会：6月19日（水）午後6時30分から

会場：ラーバンセンター第4研修室

【秋山会長】

- ・ただ今の説明について質問を求めるがなし

— 次第5 その他（2）事務連絡 —

【秋山会長】

次第5 その他（2）事務連絡 に入る。
事務局より説明を求める。

【小池副所長】

三つ連絡事項がある。

一つ目は、本日配布した地域協議会委員の委員証について、所属する地域自治区、任期を証明するものであり、地域での委員活動において身分証明として活用いただきたい。

二つ目、本日、地域協議会だよりに掲載する委員の抱負の原稿依頼を配布した。参考として前期委員の抱負を依頼文の裏面に載せている。6月10日月曜日正午までに、南部まちづくりセンターへFAXやメールなどで提出願う。

三つ目、委員の皆さんには費用弁償として会議1回当たり1,200円を口座に振り込む。新任の委員には、入金口座の登録書類を本日提出していただいた。本日の会議の分、並びに5月8日の任命書交付式も対象となる。振込の案内は特にしないので、後日、口座で確認いただきたい。

- ・配布資料

男女共同参画推進センターチラシ
ウィズじょうえつからのおたより

【秋山会長】

- ・ただ今の説明について質問を求めるがなし
- ・全体を通して質問を求めるがなし
- ・会議の閉会を宣言

1 0 問合せ先

総合政策部 地域政策課 南部まちづくりセンター

TEL : 0 2 5 - 5 2 2 - 8 8 3 1 (直通)

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

1 1 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。